

令和7年9月26日

## 都市計画図書の保全作業の実施について

東京都では、今般、都市計画決定（変更）から時間が経過し、劣化が進んでいる都市計画図書について、電子化作業を実施します。

電子化作業は都庁外で行うため、縦覧を希望する都市計画図書を準備するまでに数日から数週間程度のお時間をいただきます。

対象文書をご覧になりたい場合は、来庁される前に下記担当までお問い合わせください。

### ■対象文書

昭和50年6月以前の都市計画決定（変更）図書

昭和50年6月以降～平成31年の都市計画決定（変更）図書の一部  
（都市計画法第20条第2項に基づき東京都で縦覧に供するもの）

### ■作業期間

令和7年9月26日（金）～令和8年2月27日（金）まで<予定>

ご不便おかけしますが、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

### 【担当】

都市整備局都市づくり政策部都市計画課

電話 03-5388-3225